

## 『源氏物語抄（紹巴抄）』と先行注釈

—三条西公条との関わりを中心に—

小 川 陽 子

はじめに

中世に数多く作られた『源氏物語』注釈書は、いずれもさまざまな形で先行研究の成果を取り込んでおり、複雑な影響関係にあったことが知られている。連歌師里村紹巴の作成した『源氏物語抄』（以下、『紹巴抄』と呼ぶ）も例外ではない。

『紹巴抄』の成立について、かつては、三条西公条の講釈を紹巴が聞き取ったものと考えられていた<sup>1)</sup>。それは、そのように紹巴自身が記した奥書が『紹巴抄』一部伝本に残されているがゆえの解釈であった。しかし実のところ、紹巴の連歌の師昌休が作成した『休閒抄』がベースとなっていることが井爪康之氏のご研究<sup>2)</sup>により明らかとなってきた。井爪氏は、『休閒抄』の現存伝本の一部が紹巴所持本を祖本としていると指摘された上で、二書の注記を詳細に分析され、紹巴が『休閒抄』をベースに注釈書の作成を心がけていたこと

を論証されたのである。従うべき見解であろう。

すると次に問題となってくるのが公条との関わりである。井爪氏はあくまで『休閒抄』がベースであることを強調され、『紹巴抄』が割合短期間で仕上げられたのも『休閒抄』を一部改ざんし、少し自説を加えた程度であったからだと推測された。そして「公条晩年の説を集大成した講釈を聴聞したり、これをまとめた注釈書を手にすることはできなかった」のではないかと論じられ、公条講釈の聞き書と記したのは、紹巴が権威を欲したためであり、連歌師の処世的態度であったと述べておられる。

しかし実際に『紹巴抄』本文に当たってみると、公条を意味する「仍」や「称名院」の名が随所に見受けられるのもまた事実であり、公条と『紹巴抄』との関わりについては、なお検討の余地が残されているように思われる。以下本稿ではこの問題について、注記内容を他の注釈書と比較しつつ検討していきたい。

### 一 三条西公条の『源氏物語』講釈と紹巴

具体的な検討を行う前提として、公条の『源氏』講釈と紹巴との関わりを確認しておきたい。先述のとおり、『紹巴抄』の一部伝本には、両者の関係を明示する奥書が存する。

此二十冊者 三条西殿右府入道殿公條公 稱名院殿 御講釈

予 聞書也 武州忍成田総州依御懇望奉許可畢 可被守御在名而巳 于時天正八年仲夏上旬 紹巴判（古活字本により掲出）

この本が公条の講釈聞書であることを紹巴自身が証言するものである。そしてこれを裏付けるような記述が『紹巴抄』の本文中に認められる。

世ゆする 動字也（行間ニ「△例是迄一日御講釈」（須磨101）<sup>③</sup>）

良清か（略）\是迄 例一度（明石134）

「仍」は公条の法名仍覚を略したもので、いずれもこの部分までで公条が一日で講釈したという記録と見なせる。このほかにも同様の記述は複数あり、妹尾好信先生が「古活字本の識語に記されたごとく紹巴抄が公条による講釈の聞き書きであるという性格が鮮明に表われている」<sup>④</sup>と指摘しておられる。

とすれば問題は、その公条講釈を『紹巴抄』がどれほど記し留めているか、という点になってこよう。講釈に居合わせた際の区切り符号、いわば備忘録のようなものとして進捗記録がたまたま残って

いるだけなのか、あるいはその講釈の内容が注釈として投入されているのか。前者であれば、紹巴が公条聞書と称したのは単なる権威付けに過ぎない。

ここで他資料に目を向けてみたい。『石山月見記』には、次のような記述が見える。

去年の秋比源氏物語のことなとこれかれ物語して（略）金后きこしめしつけてさらは参詣あるへきよしありもとより此物語にふけり給て蓬屋に日々おはしまして讀申一部の功をとけおはしましけり又宗養法師〔紹巴法師〕これも同聴のともからなればいさなひ侍しに（略）ことし天文廿四年八月十四日におもひたち<sup>⑤</sup>

同書は公条が連歌会を催した際の記録で、中でも石山寺所蔵本は、公条自筆であることに加えて紹巴の奥書までもが存する、まことに注目すべきものである。ここには、去年の秋に公条が金后すなわち大覚寺義俊に『源氏』講釈を行ったこと、そこに紹巴も参列したことが記されている。「ことし天文廿四年」とあることから、ここで言う「去年」とは天文二十三〜一五五四〇年のことと知られる。天文二十三年は、『紹巴抄』初稿本が作成された永祿八（一五六五）年を遡ること十一年。その後、『紹巴抄』取りまとめまでの間に再び紹巴が公条の講釈を聞く機会があったかどうか、あるいは天文二十三年以前にも聴聞したことがあったのか、残念ながら現在のところ明らかにしえない。従って前掲須磨101ほかの記録がこの天文二十

三年の講釈進捗を記したものであるか否かは不明と言うほかない。しかしいずれにせよ、紹巴が少なくとも一度は公条の講釈を聴聞したことが、他ならぬ公条その人によって証明されているわけである。

## 二 『紹巴抄』における複数の公条説表記

このような『紹巴抄』内外の情報を念頭に置きつつ、改めて注記内容に目を向けると、『紹巴抄』においては、公条の説が複数の表記方法によって示されていることに気付かされる。具体的には、次の四パターンである。各一例ずつ挙げておく。

### A 「御説」

めぐり来て哥 源面影のちかくさやかなる心也 仍御説 須磨スモなどへ行給ひしも今は天下を掌ウデにおほしめすと成るへし（松風140）

### B 「御新説」

おふなく（略）仍御新説（略）（乙女63）

### C 「（御）新注」「新御注」

右近の君こそ 此こそは大裏ウラにも女儒ニヨシユこそと云て殿と云ほどの詞也（略）称名院殿御新注（夕顔94）

### D 「被仰」「あそばす」等、敬語表現

心つから 引哥不レ叶叶 仍叶と被レ仰也（略）（朝顔116）

ここで注目されるのが、B Cのように「新」の字を伴う場合である。これは明らかに、Aの「御説」に対し、それよりも新しい説や注を意味するものと考えられよう。紹巴は、公条のいわば旧説と新説とを入手し、自身の注釈書に取り入れることができたようなのである。では「新しい」注とは、いったい公条のいつごろのものを指すのであろうか。

ここで公条の作成した注釈書について確認しておきたい。これまでに知られているのは『源氏物語聞書』（草稿本聞書）、『明星抄』、『源氏物語秘抄』の三種。先学の研究成果に依りつつ、今私に簡単にまとめれば以下のごとくである。

『源氏物語聞書』（草稿本聞書）：大永五（一五二五）年、能登守護の畠山義総が『源氏物語』注釈書を実隆に求めた際に、公条が作成した草稿本。二度にわたる実隆の講釈を公条が聞書したものの（第一次本「源氏聞書」および第二次本「源氏聞書」。第二次本は学習院大学に一部現存）をベースとする。大永八年完成。

『明星抄』：天文八（一五三九）四一～年ごろ、『源氏物語聞書』（草稿本聞書）を転写、整理して作成。

『源氏物語秘抄』：『源氏物語聞書』（草稿本聞書）を増補して作成。現存せず。『岷江入楚』に「秘抄」として引用される。ただし、作成後も注を増補しており、それに基づく講釈が「長

珊瑚書』に「御説」として留められている。公条はこれをさらに体系化した『新注抄』を作成したかとも考えられるが、未詳。

公条の注釈書として広く知られているのは『明星抄』であるが、これは『源氏物語聞書』（以下、『草稿本聞書』と呼ぶ）を転写、整理したものであることが伊井春樹氏によって明らかにされている。『草稿本聞書』は大永五年に作成されたものであるが、公条はその後も愛用したらしく、現存本には天文二十一年までの注記、すなわち『明星抄』作成以後の注記も見えること（伊井氏）、さらには『源氏物語秘抄』成立後の増補注も存在するらしいこと（浅尾氏）が指摘されている。『草稿本聞書』は幸い公条自筆本が龍谷大学および東北大学に一部現存しており（若菜上下以外は転写本も龍谷大学に存）、公条が最初にこれを作成した際の注と、その後書き入れた増補注とを判別することが可能である。

以下、『紹巴抄』における公条の「新説」および「新注」について、公条による三種の注釈書と見合わせ、その位相を具体的に探っていくこととしたい。

### 三 『紹巴抄』における公条「新説」と『草稿本聞書』増補注

『紹巴抄』において公条の「新説」と明記されているのは次の一

例のみである。

【例1】『紹巴抄』少女63

おふな〜 ねんころ也 つ、しむ心なり 伊勢物語 定家自筆声にあぶな〜と在<sup>レ</sup>之其聲今よく叶へり伊勢物語の時はねん比を用ゆこ、にては聊<sup>イヤ</sup>あふなき心かましらひなきま、あふなく<sup>シヤク</sup>酌めさる、をあんのこととくかめたと<sup>レ</sup>仍<sup>レ</sup>御新説<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>

一 時<sup>一</sup>人<sup>二</sup>可<sup>レ</sup>用

ここでは「おふな〜」という語について、「ねんころ也。つ、しむ心なり」とその語義を説明した上で、『伊勢物語』の定家自筆本における声点<sup>①</sup>が引き合いに出されている。これに対し諸注釈書は次のようにある。

『休閒抄』乙女60

ねんころなる也<sup>并</sup>

『草稿本聞書』少女060、061

060 此詞は念比なる心也 されとこ、にてはつ、しみたる心也  
061 愚案あふな〜おほな〜同詞也 伊勢物語あふな〜思

はすへしの歌ハおほな〜ニテねん比ノ心也コ、ニハ念比ノ心トハ見エス 伊勢物語天福本ノ声ニアフ<sup>②</sup>ナ〜ト<sup>③</sup>ふノ字濁テ声ヲサセリ 此物語ノをほな〜ハアフ<sup>④</sup>ナ〜ノ心アル歟トミヘタリ ヲチハ、カリタル心ト覚ヘタリ 天文廿一四十三 大学守

『明星抄』

此詞は念比なる心也。されと爰にてはつ、しみたる心也

『岷江入楚』乙女94

秘あふなくおほなく同詞也伊勢物語あふなく思はずへし  
の哥はおほなくにてねむころの心也こ、にねんころの心とは  
見えず伊勢物語天福本の声にあふなくとふの字二濁て声をさ  
せり此物語にをほなくはあふなくの心ある歟とみえたりお  
ちは、かりたる心と覚えたり

まず『休閒抄』では「弄」すなわち『弄花抄』から「ねんころ  
也」という語義が引用されているにすぎないことから、『紹巴抄』  
の注記が『休閒抄』の継承でないことを押さえておきたい。以下、  
本稿で検討する『紹巴抄』の項目は、いずれも『休閒抄』にその注  
記が存しない、もしくは一部しか内容が重ならないもの、すなわち  
紹巴が独自に追加した注である。

【例1】について公条の注釈三種を見比べると、『草稿本問書』に  
注目すべき注が存する。『伊勢』天福本すなわち定家本の声点の間  
題とされており、その末尾には波線部「天文廿一年」年の日付が明記  
されているのである。この乙女061は059と060の下部余白に小書きされ  
たもので、増補注であることは一見して明らかである。すなわち、  
紹巴が明記したとおり、これは確かに公条の「新説」だといえよ

う。紹巴は公条の増補注を知り得た。しかも、それが旧説ではな  
い、後年の注であるということまで識別し得たのである。

では、同様に『草稿本問書』において増補注と判断できるものが  
『紹巴抄』ではどのように記述されているか、確認していきたい。

【例2】『草稿本問書』夕霧

△三とせより——柏木のうせ給て三年と也 奥かけり

この例では、「三とせより」という本文について一旦注記した後、  
破線部「奥かけり」すなわち夕霧巻の末尾にさらなる注を付したこ  
とが明記されている。そこで夕霧巻末に目を向けると、次のような  
注が存在する。

△昨日けふとおもふ給にみそとせよりあなた——

或本みそとせのそ文字無之花鳥も三とせの分に尺せり柏木第三  
年と云々河海不見如三年之文をひけり何もあやまれり青表紙三  
十とせとあり尤可然其故はア源氏（保明）今年五十才也廿二才ノ歳朱  
雀院即位ありて世にはなくとしたりる時分也其時分此イ宮す所  
もはなやき給し物を卜御息所の事を悉皆思出し給也されは世に  
こそありけれとは書也尤青表紙の可然此如也 天文九十一年月  
廿九日講之了

「昨日けふとおもふ給に」みそとせよりあなた」と物語本文を引用  
した上で、「或本みそとせのそ文字無也」すなわち公条が見た別の  
本ではここの本文が「みとせ」とあったことを指摘、そして「みそ

とせ」と「みとせ」という二種の本文について分析し、「みそとせ」が妥当であることを述べている。それは、傍線部ア光源氏の年齢や、イ御息所の様子を勘案しての結論であった。そしてこの巻末増補注を施したのは、波線部により「天文十九」年のことと知られる。<sup>(8)</sup>

これについて『紹巴抄』を確認すると、次のようにある。

みとせ みそとせ仍御本 卅年可<sub>レ</sub>然歟 源氏五十才朱御位廿二年其時分御息所花やかにおはしましし物をと也三とせは柏<sub>字中</sub>逝去以後三年也(夕霧344)

「みとせ」という本文について、「仍」すなわち公条所持本を示した上で、「みそとせ」とあるほうが妥当であることが記されている。公条の天文十九年における増補注を取り入れたことは明白と言えよう。ただしこの場合、『紹巴抄』にはどこにも「新説」ないし「新注」という語がないことに注意しておきたい。

さらに別の例を挙げてみよう。

【例3】『草稿本聞書』夕霧

ことの外なりける御もてなしにはゐてはまうてさふらはす

予按之伊勢物語伊勢の國にゐていきてあらんといひければトアリゐてトハわさとナト云心ナルヘシ事ツイテナラテハト也  
文廿一六八記之

夕霧卷、「弁の君」と「この君は」との間に小書きで追加された

項目で、「ゐては」という本文について「伊勢」を引き合いに出しつつ検討したもの。末尾波線部により、この注が「天文廿一」年に記されたことがわかる。<sup>(9)</sup>これに対し『紹巴抄』は、

ことの外なる けんかくにめさるゝ、問ゐてまうてとふらはすと

也 ゐては伊勢物語に 伊勢國<sub>ワヤ</sub>ゐていきてと云はわさと、心得

て可<sub>レ</sub>然歟こゝにてもわさとはえ訪はずと也 態<sub>ワヤ</sub>マテ(夕霧7)

とある。傍線部がほぼ同文であることから、紹巴は公条の増補注を取り込んだものと見てよいだろう。注目すべきは、ここには「新説」ないし「新注」どころか、「仍」や「称名院」といった公条の名前すら記されていないという点である。つまり『紹巴抄』を見るだけではこの注が公条の説であること、ましてや増補注であることは知られないのである。

以上のように公条の『草稿本聞書』と比較してみると、紹巴は少なくとも公条の天文二十一年までの注を入手する機会があったこと、その注の内容が増補注であるか否かを知り得たこと、さらには公条の名も増補注であることも記さないままに取り入れる場合があったことが了解されよう。

#### 四 『紹巴抄』における公条「新注」と諸注釈書

次に、『紹巴抄』において公条の「新注」ないし「新御注」とある例を見ていきたい。

【例4】『紹巴抄』蜻蛉78

はらから ウ兄弟あるは後のわさなと事そくと平一人の心にていへり工かたへとまへにある兄弟の事と云爰にてよくあへり妙云々 例御新注

「母のなほなほしくて、はらからあるはなど、さやうの人は言ふことあんなるを思ひて、こそそぐなりけんかし」という物語本文について、傍線部ウ兄弟がいる者は葬送を簡素にするという解釈を示した上で、エこれ以前に「かたへおはする人は、ことさらにかくなむ、京の人は、したまふなる」とある本文との照応の妙を指摘する注である。ウの解釈は、言葉は違えど『弄花抄』その他にも見える、オーソドックスなものである。このため、ここで公条の「御新注」だと言っているのはエのことであろう。

これに対し公条の注釈三種は次のようである。

『草稿本聞書』

母方受領かたの人なれば世俗の事をいへる也

『明星抄』

母方受領方モトウケノカタの人なれば世俗の事をいへる也

『岷江入楚』蜻蛉195

母かた受領かたの人なれば世俗の事をいへる也

表記に若干の相違はあるが、いずれも同文で、『紹巴抄』でいうところのウの内容を記していることが確認できる。すなわち紹巴が公

条の「新注」だと記した内容については、『明星抄』に存しないのはもちろんのこと、『草稿本聞書』への増補もなく、公条晩年の『源氏秘抄』においてもまるで言及されていないのである。<sup>(10)</sup>これは次の例も同様である。

【例5】『紹巴抄』宿木346

うたてみたらし川 恋せしとみたらし河にせし御禊神はうけすも成にけるかな 中ノ君の詞 神はうけすもは佛道フツダウに神道シノミチは遠へたつる心歎 うたての詞可然 後ノチ流ナガすと云にはあらずとなり 称イハ院イン殿テン御新注 みたらし川にこそ人形カタナガをは作物モノなれさりなから道一心のおこなひには遠へたつる神一道なる物をとなり

『草稿本聞書』

人形といへるにつきていへり恋せしなど、云事は佛の道にはとをき事と也恋せしとみたらし川にせしみそき

『明星抄』

人形と云るに付て云り 恋せしなど、云事は仏の道には遠き事と也 恋せしとみたらし河にせしみそき

『岷江入楚』宿木 659

秘人形と云るにつきていへり恋せしなどいふ事は仏の道には遠き事と也引哥同

『紹巴抄』では注記の前半と後半いずれを指して「新注」といつて

いるのかわかりにくい、いずれにせよ公条の注釈三種がほぼ同文であるのに対し、異なる注記内容となっていることが認められよう。<sup>11)</sup>

ではこれらは紹巴が公条の注だと偽って記したのであるか。現存資料による限りその可能性を完全に否定することはできない。しかし次の例はいかがであろう。

【例6】『紹巴抄』夕顔 94

右近の君こそ 此こそは大裏クイリにも女儒ニヨシユこそと云て殿と云ほとこの詞也 てにはにあらず 中将殿こそはてにをは也 古來むさともてをきたるを 称名院殿御新注

ここでは、「右近の君こそ」という物語本文に対し、この「こそ」が「殿と云ほどの詞」すなわち敬称であつて助詞の「こそ」ではない旨が記され、それが公条の「新注」だと明記されている。

これに該当する項目は『草稿本聞書』『明星抄』ともに存在せず、『岷江入楚』も公条の「源氏秘抄」を意味する「秘」の条は見えない。ところが、『岷江入楚』には、「箋」すなわち三条西実枝の説として、

官女をうやまふていふ詞女婦こそといふことし (夕顔 219)

という注が記されている。『紹巴抄』に比べて簡略な説明であるが、例として挙げるのが「女婦こそ」である点で共通しており、同じ注から派生したものと見てよいだろう。そこで実枝の注釈書『山下

水』に目を向けると、

官女ヲ敬テ云詞女婦こそト云如 (夕顔 117)

とあり、『岷江入楚』と同文であることが見てとれる。注意すべきは、ここに「箋曰」の文字が見えないという点である。『山水』は、実枝が「古注や三条西家の説を一度集成した後、さらに考察した成果をへ箋曰」として挿入していったものであることが伊井春樹氏によつて指摘されている。<sup>12)</sup> すなわち『山水』において「箋曰」と付されていない注は、実枝以前の注と見なせるわけである。

とすれば、今問題としている夕顔巻の注は、『紹巴抄』および『明星抄』その他の公条注釈書の有り様を併せ見れば、これが公条晩年の説であつたと考えてよいのではないだろうか。それを実枝が継承して『山水』に記し、また実枝を経由する形で『岷江入楚』に取り込まれることとなつたものと思われるのである。『長珊聞書』に「夕顔の上の女房達なりコソハ殿ノ心也」とあるのも、「御説」という語はないものの、公条の説を記し留めた可能性が考えられよう。

また次のような例もある。

【例7】『紹巴抄』初音 140

かよれる 礼記 曲ニカレ 仍御新注 袖をひるかへすに同事歟

「かよれる」という物語本文に対し、『礼記』に「曲」を「カヨレル」と読む例があること、それが公条の「新注」なのだということが明記されている。これに対し『草稿本聞書』『明星抄』はともに



「舞也」というごく簡単な注が付されているに過ぎない。『岷江入楚』（初音190）も「秘」の条はなく、『紹巴抄』と同じ注は見当たらない。すなわち【例7】も、公条の注釈三種を見る限りにおいては、『紹巴抄』にいうところの「新注」を確認することができないのである。

ところが『湖月抄』に目を向けると、

細舞也河舞の姿をれたる也匂兵部卿の巻に求子まひてかよれる袖とあり【師】袖をひるかへす鉢也礼曲と讀り仍覺の御説云云とあることが認められる。『紹巴抄』と内容、出典ともに重なる注が付されているわけである。これは傍線部はじめに「師」とあることから、「師説」、すなわち箕形如庵から伝えられた説であることが知られる。如庵について詳細は明らかでないが、『湖月抄』「発端」には、

予先年箕形如庵ミカケジヨアン八条宮に奉仕に此物語の講談を聞、十五ヶの秘訣三ヶの口傳等を請得たり、(略) 此如庵老人はもと称名院殿三光院殿より相つたへて、八条の宮の御前にも講ぜち申され侍しとかや、

とあり、称名院と三光院つまり公条と実枝の親子に師事していたことがうかがわれる。季吟はその如庵を通じて公条の説を知り得たのである。前述のとおり【例7】の注は、現存する公条の注釈書およびそれを記し留めたと思われる『岷江入楚』に存在しない。しかし

『湖月抄』を併せ見ることにより、紹巴の記録の正しさが裏付けられるといえよう。なお「長珊聞書」も同じく「曲」に言及しており、【例6】と併せ注意される。

さらにこの「曲」という字訓に関する注は、『紹巴抄』匂宮巻にも見受けられる。

もとめこまひてかよれる袖 将監以下舞也 曲 字 稱名院殿

初て御覽し被出畢袖をひるかへす心也 (匂宮山)

公条の創案であることがより強調された注となっている。これも『草稿本聞書』『明星抄』『岷江入楚』いずれにも記されないのに対し、『湖月抄』には、

河ひるかへる心也花かよれるは袖を翻す也称名院御説曲の字也袖をひるかへす也

とある。【例7】初音140と同じ状況にあるといえよう。同内容の注を二箇所にわたって偽造するとも思われず、またそれが共に『湖月抄』においても公条説として記述されていることを勘案すれば、これは確かに公条の創案であり、紹巴が何らかの形で知り得たものと考えてよいのではないだろうか。

### おわりに — 複数の公条注釈体系と紹巴 —

以上のように見てくれば、『紹巴抄』にいう公条の「新注」は、現在のところ他の資料によって裏付けることのできない【例4】【例

5】のような注も含め、いずれも公条の注釈と認めるべきであろう。注意すべきは、①これらの注が『明星抄』はおろか、『岷江入楚』という三条西家直流の一大諸注集成にも取り入れられていないということ、そして②紹巴がこれを「新注」と呼び、『草稿本聞書』その他でもその存在が確認できる増補注「新説」とは明確に区別していること、の二点である。

①について、その理由は現在のところ定かでないが、これまでに知られている注釈書類とは別の注釈体系を公条が持っていたと想定することは許されよう。それは②のように紹巴がこれをはっきり弁別していることから裏付けられる。あるいはこれこそが、『源氏物語秘抄』作成後に作られたかと考えられている「新注抄」であった可能性も考えられるが、推測の域を出ない。

おそらくこの問題は、紹巴だけでなく、箕形如庵も公条説として同内容を伝えていること、そして公条と明示はしないものの『長珊聞書』にも一部同じ注が見えることと、併せて考えていくべきであろう。一つの可能性として、公条が相手によって講釈の内容を変えていたということが想定できるのではないだろうか。

箕形如庵について、これまでの研究ではその素性等明らかにされていない。『湖月抄』「発端」以上の記述が確認されないことからみて、少なくとも中院通勝や九条種通といった三条西家に血縁上もつながっている人々とはずいぶん立場を異にしていたことは間違いない

いと思われる。長珊も、血筋や連歌作品等は知られているが、やはり三条西家との血縁的なつながりはない。その如庵と長珊、そして紹巴とが、三条西家直流の人々とは異なる体系の公条注を知っていた、という状況を見たとき、思い起こされるのが、松永貞徳による『戴恩記』の記述である。

紹巴法橋は(略)称名院殿に源氏物語を聞、三吉殿の仰にて宗養と両吟を仕り、辛勞の功つもりて冥加や有けん、其内に宗養もうせ、天下の上手とよばれ給ひし。古今は近衛殿より御相伝あり。称名院殿は、かれは乞食の客なればとて、御ゆるしなき也。称名院殿は、総別人をえらみて、道をつたへ給ふ。<sup>17)</sup>

公条は、紹巴を「乞食の客」すなわち文学を生活や栄達の手段とする人間としてさげすみ、古今伝授を許さなかった、人を選んで道を伝える人であったという。この姿勢が『源氏』の場合も同様であったとすれば、実枝・通勝・種通といった三条西家直流の人々と、紹巴や箕形如庵あるいは長珊といった人々とで、公条はその講釈の内容を変えていた、そしてその一端が『紹巴抄』における「新注」であった可能性が考えられるのではあるまいか。

中世の『源氏』講釈において、内容の異なる二種類の注釈書を作成し自家の説を秘して守ろうとした、いわば二段階伝授が複数行われていたことは、岩坪健氏が詳細に論証されている。公条がそういった形の伝授を行っていたかどうか、これまでの研究では定かでない

ない。そもそも公条晩年の注釈書は完全な形で残っておらず、公条の『草稿本聞書』増補注や、『岷江入楚』の「秘抄」あるいは「長珊聞書」の「御説」によつて推察するほかない。しかし実枝や通勝、植通あるいは幽齋らへの影響はもちろんのこと、近世前期に続々と出版された『源氏』注釈書においても公条との関わりが前面に押し出されていることから見ても、公条の『源氏』研究の有り様を明らかにすることは重要であらう。

公条の講釈をもととした注釈書としては、『長珊聞書』のほか、吉田兼右『源氏聞書』、『覚勝院抄』などが知られている。また近世に入つて作成、出版された『源義弁引抄』と『湖月抄』は共に、公条の講釈を聞いたという人物から相伝した注が核となっている。特に近世期の享受資料は三条西家の注釈を検討する際にあまり重視されてこなかったきらいがあるが、本稿後半で見てきたごとく公条が三条西家直流とそれ以外とで異なる注を伝えていたとすれば、今後は地下の注釈書と公条自身の注釈書や三条西家直流の注釈書とを比較検討していく必要があるう。

当然ながらその検討に『紹巴抄』は欠かせまい。はじめに紹介したとおり、『紹巴抄』の大部分を占めるのが『休閒抄』であることは事実である。しかし紹巴は、公条が『草稿本聞書』に増補し『岷江入楚』にも引き継がれていった注を取り込むと同時に、三条西家直流の注釈書類には存しない注をも入手しえた。へ公条の講釈聞書』

と称したのは、確かに注釈書全体をもつとも適切に表現したものは言い難いが、『紹巴抄』の特質の一端を表すものであることは間違いないと言えよう。紹巴の『源氏』注釈の有り様を検証することは、公条の注釈体系の内実とその発展、そして公条から他者への講釈の実態を解明していくことに繋がっていくものと思われる。紹巴自身の数度にわたる『源氏』講釈と併せ、<sup>19)</sup>なお今後検討を重ねることとしたい。

\*『紹巴抄』の引用は、特にことわりのない限り広島大学図書館中央図書館所蔵整版本により、末尾の( )内に巻名および項目番号(翻平安文学資料稿)に準ずる)を付した。整版本は『紹巴抄』諸本のうち再稿本に該当する。紹巴は永禄八年に初稿本を完成した後も折に触れ手を加えていたと思しいため、本稿では再稿本を使用する。初稿本と再稿本の関係については、拙稿『源氏物語抄(紹巴抄)』の展開と享受―猪苗代家の関与を中心に―(『国語と国文学』第84巻4号、平19・4)で論じた。

\*『源氏物語』ならびに諸注釈書の引用は以下の文献により、一部私に表記を改めた。

『源氏物語』：『新編日本古典文学全集』(小学館)

『休閒抄』『細流抄』『岷江入楚』：『源氏物語古注集成』(おうふう)。項目番号も同書による。

『草稿本聞書』

濤標く玉鬘、行幸く若菜下：『龍谷大学善本叢書』25『三条西公条自筆稿本 源氏物語細流抄』(龍谷大学仏教文化研究所編、平17・思文閣出版)。項目番号も同書による。

柏木・竹河：東北大学図書館狩野文庫蔵『源氏物語註』紙焼き写真（一）  
11421-1）

その他：龍谷大学図書館写字台文庫蔵『源氏物語聞書』（913.36-14-16）。

※転写本

『明星抄』…『源氏物語古註釈叢刊』（武蔵野書院）

『長珊聞書』…陽明文庫蔵本（国文学研究資料館所蔵マイクロフィルムに  
よる）

よる）

『山下水』…榎本正純氏「源氏物語山下水の研究」（平8・和泉書院）。項目  
番号も同書による。

『湖月抄』…『北村季吟古註釈集成』（新典社）

\*引用本文の傍線・囲み等は稿者による。

〔注〕

（1）大津有一氏「注釈書解題」（『源氏物語事典』下巻 昭35・東京堂出版）  
ほか。

（2）井爪康之氏「休閒抄から紹巴抄へ」（『源氏物語注釈史の研究』へ平5・  
新典社）、初出『文教国文学』20号へ昭62・10）

（3）引用は、広島平安文学研究会（編）平安文学資料稿『永祿聞書 源氏物  
語紹巴抄』による。これら講釈記事の大半は再稿本で削除されている。  
詳しくは妹尾好信先生「講釈聞き書きから注釈書へ―『源氏物語抄』紹  
巴抄』の写本、古活字本、そして整版本―」（『国文学攷』第192・193合併号  
（平19・3）を参照されたい。

（4）妹尾先生前掲注（3）論文

（5）引用は、石山寺所蔵本（石山寺資料叢書 文学篇第一）へ平8・法藏  
館）による。

（6）傍線部、初稿本は「仍御新注」とある。再稿本は「仍」を「称名院殿」

と改めることで公条の注であることをより積極的に押し出そうとしたもの  
といえる。

（7）詳しくは、伊井春樹氏「源氏物語注釈史の研究 室町前期」（昭55・桜  
楓社）、同氏「源氏物語注釈書・享受史事典」（平13・東京堂出版）、「三  
条西公条自筆稿本 源氏物語細流抄」吉海直人・安藤徹・浅尾広良・糸  
井通浩氏「解説」（龍谷大学仏教文化研究所編 平17・思文閣出版）を参  
照されたい。

（8）『岷江入楚（夕霧47）』にも「秘勘」として「草稿本聞書」夕霧卷末増補  
注とはほ同文の注が見える。さらにも「天文十九十一廿九」と日付が明  
記されている。なお『明星抄』は「三とせより 柏木のうせ給ひて三年  
と也」とのみ注する。

（9）『岷江入楚（夕霧11）』にも「秘」としてほ同文の注が見える。『明星  
抄』はこの項目自体存在しない。

（10）『長珊聞書』の場合、当該項目においては「花鳥余情」「弄花抄」を引く  
のみで『紹巴抄』と同内容の注は見えない。しかし蜻蛉巻前半「かたへ  
おはする人は」項の行間に小書きで「兄弟ノアル人ハ葬礼ヲカロクスル  
ト云成シタリ」と追加注が施されている。

（11）『長珊聞書』は「花鳥余情」「弄花抄」の引用のみ。

（12）伊井氏前掲注（7）事典。詳しくは伊井氏前掲注（7）書、榎本正純氏  
『源氏物語山下水の研究』（平8・和泉書院）を参照されたい。

（13）『湖月抄』「発端」には、「師説とするすものは皆如庵老人の説也」と  
ある。

（14）『長珊聞書』は項目末尾に小書きで「曲」<sup>カク</sup> 舞人腰ヲクノストル心歎  
とある。例6と同様、公条説を意味する「御説」の文字は見えない。

（15）『長珊聞書』は「もとめこまひてかよれるそでどものうちかへすはかせ  
に」という項目において、傍線部「かよれる」に「曲」という傍注が存す

る。公条の名も「御説」の語も見えないが、『紹巴抄』と同じ字訓が示されている点、注意しておきたい。

(16) 本稿で確認してきた例の場合、いずれも当該注は「長珊聞書」において行間や末尾に小書きされている。『長珊聞書』がいったんできあがった後、あるひとまとまりの注釈（＝『紹巴抄』にいうところの公条「新注」の体系か）を手に入れ、それを行間等に取り込んでいったと考えるのが妥当か。もしその推定が当たっているとすれば、『長珊聞書』の小書き注を集成することにより、公条「新注」もある程度輪郭がはっきりしてくるものと思われる。ただし小書き注のすべてが同一の書物に由来するものかどうかも現時点では不明であり、すべては今後の課題としたい。

(17) 引用は、「日本古典文学大系」による。

(18) 岩坪健氏『源氏物語古注釈の研究』（平11・和泉書院）

(19) 実践女子大学常磐松文庫蔵『九条家本源氏物語聞書』、静嘉堂文庫蔵『源氏鈔』等参照。また両角倉一氏は『家久君上京日記』および『津田宗及茶湯日記』から天正三年、同九年の講釈を紹介されている（『連歌師紹巴―伝記と発句帳―』（平14・新典社））。

### 【付記】

本稿は、12th International Conference of the EJS (平成20年9月22日於サレント大学) ならびに広島大学国語国文学会平成20年度研究会（平成20年11月23日 於広島大学）における口頭発表をもとに、加筆修正を施したものである。発表に際し貴重なご教示を賜った諸先生方に深謝申し上げます。

なお、本稿は、平成20年度科学研究費補助金（若手研究スタートアップ）による研究成果の一部である。

— おがわ・ようこ、松江工業高等学校校助教 —